

2023（令和5）年度 佐賀支部事業実施状況について



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

1. 基盤的保險者機能關係

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① 健全な財政運営 【企画総務グループ】			
<ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 各種協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議会の開催に際して、可能な限り開催前の事前説明を実施し、建設的かつ活発な議論が行われるように努めた。その議論を踏まえて、令和6年度保険料率に関する議論の結果を評議会意見、支部長意見として本部へ提出した。 厳しい財政状況等を加入者・事業主にご理解いただくため、2022（令和4）年度決算の情報等と併せて、納入告知書同封チラシ等により情報発信を行った。 第4期医療費適正化計画等の議論において、特定健診等の実施率向上に向けて、がん検診との同時実施の拡充や保険者の枠を超えた集団健診の拡充を提案するとともに、バイオシミラーの促進に向けた保険者間の連携及び情報収集等について提案した。 	(設定なし)	—
② サービス水準の向上 【業務グループ】			
<ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者や事業主からの相談・照会に的確に対応できるよう、定期的に勉強会や職場討議を実施し、相談体制（受電体制及び窓口体制）を整備し、お客様満足度の向上を図る。併せて、加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> サービススタンダードについて、前年度に大幅に増加したコロナによる傷病手当金の申請がようやく落ち着き、安定した業務処理体制で維持運営できたことにより100%を達成した。 電話対応職員のスキル向上のため、定期的に勉強会や職場討議を実施し、丁寧な説明を心がけるなど質の向上に取り組んだ。併せて郵送による申請についてのご案内も積極的に行った。 電話対応について、前年のお客様満足度調査で弱かったオペレーション能力や説明能力の向上を図る内容に特化した外部講師による研修を実施するとともに、日々の朝礼時における意識づけも行いながら、お客様満足度の向上に努めた。 	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする	サービススタンダード ◎100%【3月末】 （前年度3月末：100%） 郵送化率 ●89.4%【3月末】 （前年度3月末：90.6%）
③ 限度額適用認定証の利用促進 【業務グループ】			
<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び年金事務所窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認のシステム導入医療機関が増えてきていることもあり、限度額適用認定証の発行件数は減少傾向にある。導入していない医療機関に対しては、申請等の問い合わせの都度、制度説明付きの申請書の設置依頼を積極的に行った。 	(設定なし)	—

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 現金給付の適正化の推進 【業務グループ】			
<p>・標準化された業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</p> <p>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に実施し、現金給付の適正化を推進する。</p> <p>・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。</p> <p>・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</p> <p>・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p>	<p>・手順書に基づく審査・確認の徹底を図り、定期的な勉強会を実施するなど、正確性・迅速性の強化に努めている。</p> <p>・傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底し、調整漏れのないよう適正給付に努めている。</p> <p>・支給決定後の事後調査で、遡及して標準報酬月額が改定されたことにより、傷病手当金及び出産手当金の更正決定を行った事案について、保険給付適正化PTで内容の精査・確認を行った。（34件：適正）</p> <p>・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診の申請書を重点的に審査し、加入者に対する文書照会および施術所あてに申請書を返戻して確認を行うなど適正化に取り組んだ。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費については、同意書の確認を徹底し、長期かつ頻回受診の申請を中心に不備等があれば返戻するなど適正化に取り組んだ。</p> <p>・厚生局からの依頼に基づいた患者照会を実施し、厚生局との情報連携を図った。</p>	<p>・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度（0.98%）以下とする</p>	<p>申請の割合</p> <p>◎0.87%【3月末】 （前年度3月末：0.98%）</p>
⑤ 効果的なレセプト点検の推進 【レセプトグループ】			
<p>・レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</p> <p>・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</p> <p>・資格点検による無資格受診等の資格エラーについて医療機関照会を漏れなく行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。</p> <p>・外傷点検後の「負傷原因」の照会及び「第三者行為による傷病届」の提出勧奨を行うことにより、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求や労働災害による返還請求を確実に実施する。</p>	<p>・事業進捗会議を毎月開催し、データ分析結果に基づく課題への対応等、行動計画の進捗管理を実施。</p> <p><内容点検></p> <p>・5000点以上の高点数レセプトを優先した点検を実施。</p> <p>・毎月、点検員との面談を実施。効果的な点検手法の共有を図った。</p> <p>・原審事例に対する審査機関（支払基金）との協議会を毎月実施。</p> <p>・審査医師の助言による勉強会を実施。</p> <p>・支払基金のレセプト審査区分ごとの再審査査定結果について、再審査率の高い「目視対象レセ」を優先に点検することにより、効率的に点検することができた。</p> <p><資格点検></p> <p>・資格エラーの全件チェックを実施し、無資格受診者等へ返還請求を確実に実施した。</p> <p><外傷点検></p> <p>・「負傷原因」の照会、「第三者行為による傷病届」の提出催告を定期的実施。また「第三者行為による傷病届」の未提出者については、通常の催告に合わせて弁護士名催告を行い、損害賠償請求等の強化を図った。</p>	<p>①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.216%）以上とする （※）査定率=レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（5,039円）以上とする</p>	<p>査定率</p> <p>◎0.280%【3月末】 （前年度3月末：0.216%）</p> <p>1件当たりの査定額</p> <p>◎6,184円【3月末】 （前年度3月末：5,039円）</p>

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 【レセプトグループ】			
<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・協会けんぽ任意継続の未納喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する文書催告および電話催告を行うことを徹底する。 ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・返納金債権については、文書・電話催告等による早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率向上を図る。 	<p><被保険者証回収業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次催告、二次催告を確実に行うとともに、被保険者証回収不能届により電話番号が判明した者に対し、電話による証返納催告を実施。 ・回収不能届への電話番号記載率の向上に向け、日本年金機構へ周知徹底について、協力依頼を実施。 ・未返納の多い事業所に対し、文書による資格喪失届への保険証添付依頼を実施。 <p><債権管理・回収業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権等について、「債権回収業務フロー」に基づき、早期の請求を実施し、納付がない者に対しては、弁護士名を活用した文書催告、保険者間調整の利用勧奨や法的手続き等を実施。保険者間調整による回収額530万円。法的手続きによる支払督促は17件実施した。 	<p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（90.24%）以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（70.55%）以上とする</p>	<p>保険証回収率 ● <u>87.60%</u>【3月末】 (前年度3月末：90.24%)</p> <p>返納金債権回収率 ◎ <u>79.92%</u>【3月末】 (前年度3月末：70.55%)</p>
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底 【業務グループ】			
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用し、被扶養者状況リストの「確認区分」に同居等の情報が記載されたものを送付した。別居の被扶養者に対しては、仕送り等収入要件の確認を実施。結果、被扶養者の削除人数：631人。 ・確認リストの未提出事業所に対し、圧着はがきによる提出勧奨を実施。なおも残る未提出事業所には、電話による提出勧奨を450件およびリスト再送付による提出勧奨を約600件実施。 ・未送達事業所5件について、所在地調査を行いすべて送達完了となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.3%以上とする 	<p>提出率 ● <u>93.8%</u>【3月末】 (前年度3月末：95.1%)</p>

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑧ オンライン資格確認の円滑な実施 【企画総務グループ】			
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証の利用促進やマイナポータルについて、納入告知書同封チラシやメールマガジン等において広報を実施した。➤メールマガジンは11月より毎月実施 	(設定なし)	—
⑨ 業務改革の推進 【業務グループ】			
<ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、生産性の向上を推進する。 相談体制（受電体制及び窓口体制）の整備・強化を図るため、相談マニュアルに沿った対応を実施し、相談業務の品質の向上を図る。 令和5年1月導入の新業務システムの効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月定期的に業務マニュアルの振り返りを行った。また担当グループ内で法令解釈等の勉強会を定期的実施するなど、情報共有を図り、統一的な事務処理の徹底を行った。 業務量の多寡や人員体制等の状況に応じて柔軟な事務処理体制を組み、職員の多能化を図りながら事務処理時間の短縮など、生産性の向上を進めた。 マニュアルに沿った相談体制の整備を行い、役割に応じた業務別研修を実施しながら、対応スキルの習得及び向上を図った。 令和5年1月に導入された新業務システムへの理解を深めながら、新様式への切替・定着化及び業務量に応じた柔軟かつ最適な体制等の整備を進めた。 	(設定なし)	—

2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係【保健グループ】

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
<p>① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） 上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。</p>			
<p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p>			
<p>・生活習慣病予防健診について、令和5年度より一般健診及び付加健診等の自己負担が軽減されることから、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、更なる実施率の向上を目指す。</p> <p>・主な重点施策<<健診事業>></p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ・小規模事業所への生活習慣病予防健診受診勧奨 ・重点地区（唐津地区）集団健診及びがん検診同日の実施 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部主催の集団健診の実施（10月～2月） <ul style="list-style-type: none"> ⇒健診当日保健指導の実施 ⇒専門フリーダイヤルによる予約 ⇒豊富なオプション検査（無料、有料） ・特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） ・市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 ・職場健診を受けた被扶養者（唐津地区）の健診データ取得事業 <p>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：114,031人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率68.0%（実施見込者数：77,541人） ・事業者健診データ 取得率11.0%（取得見込者数：12,543人） <p>■ 被扶養者（実施対象者数：30,843人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率32.0%（実施見込者数：9,870人） 	<p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診推進経費を最大限に活用した勧奨（応募） →45機関中38機関が応募。25機関が目標値を達成。 ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 →委任状及び同意書による取得数_6,063件、事業所からの取得数_914件、計6,977件取得 ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 →毎月、対象者を抽出し送付を実施。 ・小規模事業所への生活習慣病予防健診受診勧奨 →年度を通して12機関実施 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部主催の集団健診 →18会場、27日間実施。受診者数_1,187人（前年+93人） ・重点地区（唐津地区）集団健診及びがん検診同日の実施 →唐津市（2/28_103人）、伊万里市（2/29_46人） ・特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） →1月時点の未受診者（唐津市、伊万里市除く）14,371人に送付。 	<p>①生活習慣病予防健診率を68.0%以上とする。</p> <p>② 事業者健診データ取得率を11.0%以上とする。</p> <p>③ 被扶養者の特定健診受診率を32.0%以上とする。</p>	<p>※情報系システムより_（6/14時点）</p> <p>生活習慣病予防健診受診率 ◎68.4% （前年度3月末：63.8%）</p> <p>事業者健診データ取得率 ●6.2% （前年度3月末：9.4%）</p> <p>被扶養者の特定健診受診率 ●23.9% （前年度3月末：24.5%）</p>

2. 戦略的保険者機能関係【保健グループ】

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上			
<p>・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</p> <p>・令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果がでたことを評価するアウトカム指標が導入されることから、特定保健指導実施者への満足度調査、保健指導の質を高めるための研修等を行う。</p> <p>・主な重点施策<保健指導事業></p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ・健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ・特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知 ・外部委託先との合同研修（好事例の共有）、意見交換会の実施 ・保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 ・特定保健指導実施者への満足度調査（全数） <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化 ・市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業の実施 ※令和5年度、令和6年度モデル事業 <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：18,377人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率38.0%（実施見込者数：6,983人） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：928人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率14.5%（実施見込者数：135人） 	<p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 →2,745件勧奨し、525件の実績評価につながった。 ・健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 →新規2機関（伊万里有田共立病院、高木病院） ・特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知 →前年度該当者10,014人に生活習慣改善及び特定保健指導の勧奨を行った。 ・保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 →2機関のみが目標値を達成した。実地調査の結果、実施率低迷について、多くの委託機関はマンパワー不足を理由にしていた。 ・特定保健指導実施者への満足度調査（全数） →1,183人に満足度アンケートを実施し221人の回答があった（回答率_18.7%）。満足度4.2点（5点満点）と高かった。 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化 →健診当日の分割での特定保健指導を実施したことで、前年度から大幅に増加し目標値を達成した（前年63人→93人）。 ・市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業の実施 ※令和5年度、令和6年度モデル事業 →鳥栖市在住特定保健指導該当者（被扶養者）4人実施。 	<p>①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする</p> <p>②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.5%以上とする</p>	<p>特定保健指導実施率（被保険者） ● <u>25.2%</u> (前年度3月末：24.6%)</p> <p>特定保健指導実施率（被扶養者） ◎ <u>18.8%</u> (前年度3月末：9.8%)</p>

2. 戦略的保険者機能関係【保健グループ・企画総務グループ】

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
iii) 重症化予防対策の推進			
<p>・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の上位目標達成（人工透析の新規導入者の減少）に向けて、糖尿病、高血圧症、LDLコレステロール高値未治療者の確実な受診を促す。</p> <p>・外部委託による一次及び二次勧奨対象者への電話勧奨の強化</p> <p>・複数年放置者への保健師による受診勧奨の強化（電話、訪問）</p> <p>・早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。</p> <p>・従業員への受診勧奨促進のため、文書による事業主への受診勧奨協力依頼を実施する。</p> <p>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,500人</p>	<p>【未治療者への受診勧奨】</p> <p>・専門機関への勧奨業務委託を実施。令和5年度中で2,747件の文書勧奨および1,594件の電話勧奨を実施。</p> <p>・事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のためのチラシを作成し、令和6年度の生活習慣病予防健診の案内と一緒に全事業所に送付した。</p> <p>【糖尿病性腎症重症化予防】</p> <p>・佐賀県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。</p> <p>→3名参加あり。</p>	<p>・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。</p>	<p>受診した者の割合</p> <p>◎ 13.76%（全国第1位）</p> <p>【令和4年4月～令和5年3月健診分】</p> <p>（前年同時期：13.8%）</p>
iv) コラボヘルスの推進			
<p>○健康宣言事業所をベースとした保健事業の活性化</p> <p>・健康宣言事業所をトップランナーとして、佐賀支部全体の保健事業の活性化を実現し、保健事業に関するKPI達成を実現する。</p> <p>・業界団体への協力依頼を契機とした健康づくりをはじめとする周知広報の連携を継続する。</p> <p>・健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。</p> <p>・企画総務部内の「データヘルス計画推進会議」において、月次におけるPDCAサイクルを実現する。</p> <p>○契約保健師、管理栄養士による健康宣言後のフォロー体制等の確立</p> <p>・特定保健指導の外部委託推進により、特定保健指導から健康宣言事業へのシフトを実現する。</p> <p>・併せて、契約保健師、管理栄養士のスキルアップも実現する。</p>	<p>（数の拡大）</p> <p>・未宣言事業所に対して文書によるエントリー勧奨を実施した。（合計1,266事業所）（7月,1月）</p> <p>・全職員参加の支部医療費適正化プロジェクトにおいて、文書勧奨後にエントリーがない事業所に対する電話・訪問勧奨を実施した。（31事業所へアプローチ）（8～9月）</p> <p>・健康経営のメリット等を直接事業主様に説明する機会を得るため、業界団体主催の研修会等に参加した。</p> <p>（質の向上）</p> <p>▶がばい健康企業宣言2023優良企業数 369社</p> <p>・前年度比85社増（前年度284社）</p> <p>・佐賀県が実施する「佐賀さここう表彰（健康経営部門）」に優良認定企業から3社推薦し、内1社が取組を評価され表彰を受けた。</p> <p>・優良認定を受けている事業所の取り組みを紹介したパンフレットを作成し、宣言事業所に送付することで好事例の横展開を図った。</p> <p>・経済産業省が実施する「健康経営優良法人2024」において、大規模法人部門6社、中小規模法人部門86社（うちプライベート500には2社）が認定された。</p> <p>・特定保健指導の外部委託を活用することで、保健師等の健康宣言事業への参加を推進。また、標準モデルへの移行に伴い、事業所ごとの個別目標設定について保健師等が訪問を行った。優良企業として認定できなかった166事業所に対し、保健師等を派遣し改善に向けたフォローを実施した。</p>	<p>・健康宣言事業所数を810事業所以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>	<p>健康宣言事業所数</p> <p>◎ 823事業所【3月末】</p> <p>（前年度3月末：712事業所）</p>

2. 戦略的保険者機能関係【企画総務グループ】

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）			
<p>・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、広報計画を策定するとともに、本部で作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を実施する。</p> <p>・ 加入者・事業主、健康保険委員等に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状を踏まえた医療費適正化への取組や健康づくりを広報テーマとし、様々な媒体（新聞・テレビ・WEB等）及び県や業界団体等との連携により幅広く情報発信することによって、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。</p> <p>・ ナッジ理論（きっかけを提供し、それとなく良い方向へ行動を促す手法）等を活用した広報を実施し、インセンティブ制度の周知や出生を契機とした効果的な禁煙啓発を行う。</p> <p>・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</p> <p>・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた疾病予防や健康づくりのための情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。</p>	<p>・ 健康保険制度の周知用冊子「協会けんぽGUIDE BOOK」を健康保険委員へ送付し、加入者の理解度促進を図った。（6月）</p> <p>・ 広報誌において健康保険委員制度を紹介し委嘱拡大を図った。あわせて健康宣言企業登録勸奨と同時に健康保険委員委嘱勸奨を実施した。</p> <p>・ 年に4回、季節の健康情報冊子を健康保険委員へ送付し、健康づくり・医療・栄養・運動等に関する情報提供を実施した。（7月～3月）</p> <p>・ 年金機構との合同研修会において、佐賀県健康福祉政策課と連携し、禁煙をはじめとする健康づくりに関する啓発を実施した。（11月）</p> <p>・ 「生活習慣病予防健診」「保健指導」「受診勧奨通知」をテーマにナッジ理論を活用した動画を作成し、様々な広報媒体（Tver、WEB広告、紙面広報等）を組み合わせる幅広く広報を行った。（12～3月）</p> <p>・ 県や労働局と連携し、事業所のメンタルヘルスケアの一環として「心の健康づくりフォーラム」を開催した。（2月）</p> <p>・ タブロイド誌Fit ECRUに健康づくりサイクル（健診の受診、健診後の行動、日々の健康づくり）の記事を掲載し、健康づくりに関する啓発を実施した。（3月）</p> <p>・ 「更なる保健事業の充実」については、生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢拡大に関する広報を行った。（3月）</p>	<p>・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.6%以上とする</p>	<p>健康保険委員委嘱割合</p> <p>◎61.5%【3月末】</p> <p>（前年度3月末：61.1%）</p>
③ ジェネリック医薬品の使用促進（Ⅱ、Ⅲ）			
<p>・ 事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と支部平均との比較を事業所宛に情報提供し、ジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施する。</p> <p>・ 医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置をグラフ等で見える化し、情報提供することにより、使用割合向上を図る。</p> <p>・ 参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部独自の取組等を積極的に発信する。</p> <p>・ 県や県薬剤師会等の関係団体と連携した取組を実施する。</p>	<p>・ 事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に見える化ツールで情報提供し、併せてジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施した。（1,153事業所・9月）</p> <p>・ 医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置見える化ツールで情報提供を実施した。（525機関・9月）</p>	<p>・ ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度（83.8%）以上とする</p> <p>（※）医科、DPC、調剤、歯科</p>	<p>ジェネリック医薬品使用割合</p> <p>◎85.8%【令和6年2月】</p> <p>（前年度3月末：83.8%）</p>

2. 戦略的保険者機能関係【企画総務グループ】

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉			
<p>・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</p>	<p>・納入告知書同封チラシやメールマガジンを、令和3年度実績と5つの評価指標等について周知。（4月） ・保険料率改定広報にあわせ、関係団体の広報誌等に記事掲載。（2～3月）</p>	（設定なし）	—
⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉			
<p>(1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。</p> <p>(2) 医療提供体制に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <p>(3) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ 保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p> <p>(4) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データから時間外や休日に医療機関を受診した者のうち緊急性が低いと思われる者に対して不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、効果的な働きかけを引き続き行う。</p>	<p>・ 第4期医療費適正化計画等の議論において、特定健診等の実施率向上に向けて、がん検診との同時実施の拡充や保険者の枠を超えた集団健診の拡充を提案するとともに、バイオシミラーの促進に向けた保険者間の連携及び情報収集等について提案した。（再掲） ・ 佐賀県地域医療構想調整会議南部構想区域分科会に企画総務部長が出席（7月,11月）。協会での医療費データの分析結果や県から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行った。 ・ 乳児の被扶養者が認定された被保険者宛に禁煙啓発リーフレット、適正受診にかかる周知文書等を送付した。（7月,11月,3月） ・ 外来で時間外・休日受診を行った者のうち、レセプトデータから緊急性が低いと思われる者に対して「上手な医療のかかり方」に関する情報提供を含めた軽減額通知を送付し、行動変容（平日の日中に受診）を促した。（2,229件・2月） ・ 上手な医療のかかり方に関するLP（ランディングページ）、バナーを作成し、WEB広告にて配信を行った。（1月～3月）</p>	<p>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>◎意見発信あり （前年度：意見発信あり）</p>
⑥ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉			
<p>(1) 医療費等分析 ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を実施する。</p> <p>(2) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元 ・ 分析成果等を調査研究フォーラムや調査研究報告書の掲載等に積極的に応募し、支部が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。</p>	<p>・ 佐賀支部の医療費等の動向（令和3年度版）を作成した。また、支部においてエビデンスに基づく事業を実施するための基礎資料として評議会で報告した。</p> <p>【保険者努力重点支援プロジェクト】</p> <p>・ 保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けて、医療・健診等データを用いた医療費格差等の要因分析を外部有識者の助言を得ながら実施し、本部と連携のうえ課題の抽出を行うとともに事業化を行った。</p> <p>・ 産業医科大学産業保健データサイエンスセンターと佐賀支部の医療費等にかかる共同研究を行い、今後の保健事業策定に資する研究成果を得た。</p>	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
I) 人事・組織に関する取組			
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置			
・業務の効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。	・マニュアル、手順書に基づく業務の効率化、簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行った。	（設定なし）	—
② OJTを中心とした人材育成			
・OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。	・情報セキュリティ研修（8～9月）、ハラスメント防止研修（9月）、コミュニケーション研修（8～9月）、メンタルヘルス研修（9月）、個人情報保護研修（11月）、コンプライアンス研修（2月）を実施。また、ビジネススキル研修（1～2月）として、お客様満足度調査の結果を踏まえ、電話応対研修を実施した。	（設定なし）	—
③ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。	・ジェネリック医薬品使用促進を目的として広報を行うとともに、医療機関、薬局および事業所あてに文書により使用促進の勧奨を実施した。 ・支部医療費適正化プロジェクトとして「がばい健康企業宣言」事業所数の拡大勧奨等を全職員で実施し、健康宣言を通じた保健事業（健康診断・特定保健指導・重症化予防など）の業績向上に取り組んだ。	（設定なし）	—
④ 本部支部間の連携の強化			
・保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けたPDCAサイクル（医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等）について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を得ながら、本部と連携し検討・実施する。	・本部と連携し、保険者努力重点支援プロジェクトとして、保険料率上昇抑制が期待できる事業の実施に向け、外部有識者の助言も得て、医療費格差等の分析を行い、課題の抽出及び課題解決に向けた事業の立案等を行った。 ・国民健康保険中央会、鳥栖市、協会本部と連携し、保険者の枠を超えた健康づくりモデル事業を開始した。	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
Ⅱ) 内部統制に関する取組			
① リスク管理			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時を想定した安否確認システムによる模擬訓練や防災訓練を実施した。 ・ 事務処理誤りゼロ期間を設定のうえ、事務処理誤り発生防止策が確実に機能しているかを確認した。 	(設定なし)	—
② コンプライアンスの徹底			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・ 年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組の検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ・ 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）について、利用の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼において、全職員で全国健康保険協会行動規範の読み合わせを行うとともに、常日頃からの行動規範の実践等について意識の共有を図った。 ・ コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修を実施。 ・ コンプライアンス委員会及び個人情報保護管理委員会を開催し、各種管理体制及び自主点検結果を確認し、より高い意識の共有と個人ではなく組織で判断していく環境の構築を図った。 ・ 外部相談窓口について定期的に周知を行った。 	(設定なし)	—
Ⅲ) その他の取組			
費用対効果を踏まえたコスト削減等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達に際し、より競争性等を担保するため、これまで入札に参加していない業者に声をかけを行うことなどして応募業者の拡大を図った。 ・ 公告期間設定への配慮や公告後に前年度参加業者への周知を行うことにより参加率の向上を図った。 ・ 調達審査委員会を適宜開催し、調達の妥当性について審査した。 ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り見積競争を実施し、調達における競争性・透明性を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 	<p>一者応札割合 ◎0%【3月末】 (前年度3月末：0%)</p>